

災害時等における物資供給に関する協定書

新 潟 市

株式会社バイタルネット

災害時等における物資供給に関する協定書

新潟市（以下「甲」という。）と株式会社バイタルネット（以下「乙」という。）は、災害時等における物資供給に関する協力について、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時等において、甲が乙から物資を迅速かつ安定的に調達し、もって被災者の円滑な救助を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時等の定義）

第2条 本協定における「災害時等」とは、次に掲げる各号が発生し、又は発生するおそれがある場合をいう。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害
- （2）武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害

（協力要請）

第3条 甲は、災害時等において物資を調達する必要があるときは、乙に対して物資供給の協力を要請することができる。

（供給物資）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の種類は、次に掲げるとおりとし、別表1「物資供給リスト」を基に、供給可能な物資を供給する。

- （1）一般用医薬品
- （2）衛生用品
- （3）食料品等
- （4）その他、乙が供給可能な物資

（要請に基づく協力）

第5条 乙は、第3条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲で優先的な協力を努めることとする。

（物資の引渡し）

第6条 甲は、あらかじめ物資を受領する避難所等を指定し、乙は、甲が指定する場所まで運搬し、甲又は甲が指定する者に物資を引渡し、甲又は甲が指定する者は、物資の種類及び数量を確認し、適正と認めるときは、これを受領する。

2 乙は、前項の規定により甲が指定する場所で物資を引き渡すことができない、又はできないと見込まれるときは、甲に連絡をし、その指示に従う。

- 3 乙は、甲又は甲が指定する者に物資を引き渡した場合は、速やかに書面等により引渡しが完了した旨を甲に報告する。
- 4 甲は、前項の報告を受けた場合は、報告内容の確認を行い、その内容が適正であると認めるときは、その旨を乙に連絡する。
- 5 物資の運搬に必要な車両及び人員の確保は、乙がこれを行う。ただし、必要に応じて、乙は、甲に対して物資の運搬に必要な車両及び人員の確保について協力を求めることができる。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際は、車両を緊急通行車両として通行できるように可能な範囲で支援することとする。

(要請の方法)

第8条 第3条に規定する甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請するものとし、その後速やかに甲は乙に対し文書を提出するものとする。

なお、文書様式については、あらかじめ共有を図るものとする。

(費用負担)

第9条 乙が実施した協力業務にかかる費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用は災害発生前における適正な費用を基準として、甲乙協議により定める。

(費用の支払)

第10条 前条第1項に規定する費用は、災害時発生等による混乱が沈静化した後、速やかに乙に支払うものとする。

(平常時の相互協力)

第11条 甲と乙は、本協定が円滑に運用されるように、平素から相互の連携や情報の共有を図るものとする。

(協定の効力)

第12条 本協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれかから文書による協定解除の通知がない場合、その効力を持続するものとする。

(疑義等の解決)

第13条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成31年2月1日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市

新潟市長 中原 八一

乙 仙台市青葉区大手町1番1号
株式会社 バイタルネット

代表取締役社長 一條 武

物資供給リスト

【一般用医薬品】

- ・ かぜ薬
- ・ 胃腸薬
- ・ 解熱鎮痛剤
- ・ 消毒薬（創傷処置用）
- ・ 目薬
- ・ 湿布薬
- ・ かゆみ止め軟膏

【衛生用品】

- ・ 消毒剤（手指消毒用）
- ・ マスク
- ・ 介護用おむつ
- ・ 幼児用おむつ
- ・ 生理用品
- ・ ガーゼ
- ・ 包帯
- ・ 絆創膏
- ・ ストーマパウチ（人工肛門）

【食料品等】

- ・ ミルク
- ・ 離乳食
- ・ 介護食
- ・ 飲料水
- ・ アレルギー対応食品
- ・ 機能性食品

その他供給可能なもの